

吹田市地域生活支援事業実施規則の一部改正の骨子案

1 趣旨及び概要

吹田市地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第 77 条第1項及び第3項並びに第 78 条第1項に基づき、本市が実施主体となり、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施することができる事業です。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスでは、就労している重度障がい者等の通勤や職場での身体介護(移動、食事、トイレなど)等の支援は認められておらず、就労する意欲がある重度障がい者等の就労が一部で困難になっている状況があり、重度障がい者等に対する就労支援が求められています。

そこで、重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、本市が実施する地域生活支援事業に、新たな事業として、雇用施策と連携し、重度障がい者等に対して通勤や職場での身体介護等の支援を行う重度障害者等就労支援特別事業を追加します。

本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている 18 歳以上の方を予定しています。

2 改正内容

本市が実施する地域生活支援事業に重度障害者等就労支援特別事業を追加します。

3 施行予定日

令和6年(2024年)4月1日